

コール田無施設使用料について

1 施設概要

住 所 : 西東京市田無町三丁目7番2号  
 開館年月日 : 平成11年7月1日  
 敷地面積 : 781.12 m<sup>2</sup>  
 延床面積 : 2,003 m<sup>2</sup>  
 建物構造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造・(地下2階・地上4階)  
 利用時間 : 午前9時から午後10時まで  
 休館日 : 月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌平日) 年末・年始(12月29日～1月3日)

2 施設内容・設備

階層	施設名	面積 (m <sup>2</sup> )	定員 (人)	設備・構造・利用用途等
地下2階	多目的ホール	230	182	電動式移動座席を収納するとダンス、踊り等に使用可能。フローリング床、舞台照明施設、補聴器支援設備。 客席 165席(電動移動式)、17席(車椅子対応取り外し)
地下1階	音楽練習室	26	20	2重ドアの完全防音室のため、大音量の音楽にも対応可能。ドラムセットなどの機材(有料)の設備あり。
2階	イベントルームA	95	45	イベントやダンス、展示会などの会場として使用可能。フローリング床、展示パネル、演台(A、B共通)(間仕切りを外して2部屋を連続して使用可能)
	イベントルームB	74	36	
4階	会議室A	59	36	文化・交流の場及び研修・会議などの会場として使用可能。
	会議室B	44	24	

3 施設ごとの使用料金

階層	施設名		午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)	全日 (9時～22時)
地下2階	多目的 ホール	平日	5,600円	9,600円	9,600円	22,100円
		土曜日・休日	7,000円	12,000円	12,000円	28,500円
地下1階	音楽練習室		800円	1,200円	1,200円	2,800円
2階	イベントルームA		2,900円	3,900円	3,900円	9,400円
			展示室として利用する場合 1日につき5,600円			
	イベントルームB		2,200円	3,000円	3,000円	7,200円
			展示室として利用する場合 1日につき4,400円			
4階	会議室A		1,100円	1,600円	1,600円	3,700円
	会議室B		800円	1,200円	1,200円	2,800円

#### 4 施設利用状況（令和3年度）

施設名	利用可能区分数	利用区分数	利用人数（人）	利用率（%）
多目的ホール	792	409	12,645	51.6
音楽練習室	835	450	1,145	53.9
イベントルームA	829	394	5,782	47.5
イベントルームB	831	397	4,366	47.8
会議室A	803	305	3,985	38.0
会議室B	800	385	3,334	48.1

※利用率＝利用区分数÷利用可能区分数×100

#### 5 使用料設定の考え方について

「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和元年度改定版）」に基づき、使用料の算定を行い、受益者負担の適正化を図るものである。

コール田無にかかる適正な受益者負担割合は以下のとおり分類される。

施設名	受益者負担割合の区分		受益者負担割合
多目的ホール	①	民間事業者によるサービス提供がなく、特定の目的を持った市民が利用するサービス	50%
音楽練習室	④	民間事業者によるサービス提供が少なく、特定の目的を持った市民が利用するサービス	70%
イベントルーム 会議室	⑤	民間事業者によるサービス提供が少なく、市民が多様な目的で利用できるサービス	50%

資料1-2「使用料原価計算書」のとおり原価計算を行い、各施設使用料の1時間当たり原価は、資料1-3「コール田無施設使用料算出表」のとおり算出された。

多目的ホール・音楽練習室・イベントルーム・会議室の現行の使用料は、原価計算結果に基づく適正な受益者負担割合よりも、やや高めに設定されている。

#### 6 市内施設及び近隣自治体の類似施設との比較

市内類似施設及び近隣自治体の類似施設の料金設定について、利用区分あたりの使用料を比較した。

多目的ホール・イベントルーム・会議室については、市内類似施設（こもればいホール）及び近隣自治体と比較して、同水準の料金設定となっている。

音楽練習室については、面積が近い施設（三鷹市芸術文化センター等）との比較では、同水準となっている。

#### 7 検証の結果

「5 使用料設定の考え方について」及び「6 市内施設及び近隣自治体の類似施設との比較」のとおり、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和元年度改定版）」に基づき、使用料に係るサービスの原価計算を行い、施設ごとの受益者負担割合の区分に基づく適正価格を算出し、市内類似施設及び近隣自治体の類似施設の状況等を踏まえ検証を行った結果、コール田無の施設使用料については現行の使用料を据え置くことが妥当と考える。